

令和5年度 事業計画

基本方針

人口減少、少子高齢化、過疎化が急速に進行し、支援を必要とする高齢者・障害者・生活困窮者等が増加するとともに、子どもの貧困や若年層の社会的孤立などの生活課題が多様化・複雑化しており多種多様な支援が求められています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動の自粛を余儀なくされ、人々が気軽に集える場を十分に確保するのが難しい状況が続いたため「孤」の深まることが懸念されます。これらの課題解決には、既存の福祉制度やサービスだけでは対応するのが困難であるのに加え、地震、台風や豪雨災害などの自然災害への対応も含め、地域で暮らす全ての人々が安心して生活を送るために、住民同士の支え合いやセーフティネットの強化が求められています。

このような状況のなか、市において地域福祉計画を策定し、本会でもその計画に沿った地域福祉活動計画を一体的に策定しました。今後は、この活動計画を基に住民ニーズに即した事業活動を展開し、地域の住民が共に支えあう社会の実現を目指し、行政、区長連合会、民生委員・児童委員、長寿会連合会、障害者福祉団体連合会、ボランティア活動団体等と連携しながら地域に密着した事業に取り組む、地域福祉の推進役としての役割を担います。

また、高齢者、障害者（児）、子育て中の家庭、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域の繋がりや支え合いの仕組みづくりを推進し、「誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理」を実現するよう地域の福祉力向上に向けて取組を進めてまいります。

【重点推進項目】

1. 社会福祉協議会の基盤の充実
2. 地域福祉活動の推進
3. 福祉団体の活動支援
4. 共同募金事業の実施
5. 相談・援助活動の推進
6. 広報活動の充実
7. 受託事業の円滑な運営

1. 社会福祉協議会の基盤の充実

天理市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、営利を目的としない民間組織として、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを使命とし、その使命を実現するために基盤強化を図り、健全な運営に努めていきます。

（１）理事会・評議員会の開催

本会の運営を担う理事会及び評議員会を定期的に行き、本会運営の活性化を図ります。

（２）職員の資質向上

職員の資質向上については、奈良県社会福祉協議会が行きする住民と協働して支え合う地域づくりを進める専門職を養成するための「コミュニティソーシャルワーク研修」など、各種研修会に積極的に参加します。

また、組織規則により事務分担及び職務を明確にし、責任と自覚を促します。

2. 地域福祉活動の推進

地域住民のニーズに即した事業を実施し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域福祉活動の推進を図ります。

（１）地域福祉活動計画の推進

市において「地域福祉計画」を、本会は「地域福祉活動計画」を策定しました。この両計画を基に、地域の福祉力向上に向けて体制を構築し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理」を目指します。

（２）地域福祉活動推進事業の実施

①小地域(※)における支え合い活動の推進（※概ね町内会、自治会等の範囲）

小地域ネットワーク形成に向けた支援を通じて、小地域ネットワークを確立するとともに、地域住民が相互に助け合える地域支援体制の充実を図ります。

◇ふれあいサロンの開設支援

高齢者、障害者及び子育て中の保護者で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう地域のつながりの場としてふれあいサロンがあります。住民が相互に支え合い、生きがいをづくりや仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンが、地域住民主体により開設出来るように支援を行います。

◇ふれあいサロン実施団体への支援

サロン活動を多くの団体が実施できるように、助成金（赤い羽根共同募金を原資）を活用いただくとともに、実施内容の相談などの支援を行います。また、サロン活動を実施している団体を対象に、相互の情報交換・交流の場として「ふれあいサロン交流会」を開催します。

そこで、サロンを実施する中で見えてくる新たな課題やニーズを共有し、地域に合った見守り活動や生活支援活動の必要性を認識して、お互いに助け合える地域づくりに発展するよう支援を行います。

◇ふれあいサロン実施の呼びかけ及び人材の発掘

ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるよう、実際にサロンを実施している団体の協力を得ながら、ボランティア団体、福祉関係団体等に対し呼びかけを行うとともに、サロンを実施していただける人材の発掘に努め、新たなサロンの立ち上げにつなげていきます。

②地域福祉を推進する人材育成

地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、情報提供の場として「地域福祉活動研修会」を開催します。

(3) ふれあい教室の実施

寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもり、介護を必要としない者が要介護又は要支援状態とならないよう予防することを目的として、音楽療法、健康体操、創作活動等を概ね 65 歳以上の方を対象に市内公民館において実施します。

(4) うれし・たのしや交流会の実施

年に一度、ふれあい教室とふれあいサロンの参加者が一堂に会し、それぞれの教室やサロンでの成果を発表しています。参加者が相互交流することにより、新たなつながりや結びつきが生まれることを目的として開催します。

(5) ボランティア活動の支援

地域福祉の向上になくてはならない住民参加のボランティア活動を市民活動交流プラザと連携し支援するため、ボランティア活動保険の広報や加入手続きを行います。

(6) 災害ボランティアセンターの設置、運営及び災害ボランティアの事前登録並びに関係団体との連携

①災害ボランティアセンターの設置及び運営

地震、台風、豪雨等の災害時には、災害ボランティア活動が大きな力を発揮するため、ボランティア活動に対する期待が高まっています。

本会では天理市と締結した協定書により災害時には連携を図り、市の要請があれば迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。

また、大規模な災害が発生した場合には、他府県より多数のボランティアが訪れることが想定されるため、効果的な災害支援が行えるよう文化センターを災害ボランティアセンターとして使用します。

②災害ボランティアの事前登録

災害時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、災害ボランティアセンターの運営補助及びボランティア活動の調整役としてボランティアコーディネーターを募集するとともに、市内の被災者の生活再建支援のため、自主的に救援活動に参加いただける方の登録も呼びかけます。

そして、災害ボランティアに登録された方を対象に、災害時の混乱した中でもボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から研修会、講習会、情報交換等を行い災害時に備えた取組も進めます。

③関係団体との連携・協働

災害ボランティアセンター設置・運営時に迅速な災害対応が出来るよう、関係団体との協働体制の構築を推進します。

(7)「こども食堂」の活動支援

「こども食堂」は、地域の大人たちが、こどもを真ん中にした居場所をつくる取組です。

天理市では、活動内容、名称、主催団体も多様ですが、温かなご飯を囲み、地域みんなでこどもを育てていく場として、創意工夫をしながら「こども食堂」の取組が広がっています。

今後も、行政及び県社会福祉協議会と連携しながら、寄付物品等の配布、立ち上げ支援やコロナ禍で休止されている団体への再開支援を行います。

(8) フードバンク天理への協力

フードバンク天理は、奈良県天理市及びその周辺地域を活動範囲とし、市民や企業等からの食品の寄付を受け、対象地域で活動する福祉施設・事業所、支援団体等を通じて、必要としている方々への食品提供を行ない、天理市におけるフードバンク事業の仕組みづくりに取り組み、支え合い活動の推進に協力します。

3. 福祉団体の活動支援

(1) 民生児童委員協議会の活動支援

民生児童委員協議会が円滑に活動できるよう支援を行います。

- ①役員会、総会等の活動支援
- ②各種研修会等の活動支援

(2) 長寿会連合会の活動支援

長寿会連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

- ①役員会等の活動支援
- ②各種研修会、行事等の活動支援

(3) 障害者福祉団体連合会の活動支援

障害者福祉団体連合会が円滑に活動できるよう支援を行います。

- ①役員会、各種研修会等の活動支援
- ②障害者（児）各種行事等の活動支援

4. 共同募金会への協力

（１）共同募金運動の実施

毎年10月1日から翌年3月31日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を本年度も実施します。運動の趣旨を市民や関係機関等へ啓発し、募金の協力を求めます。

（２）共同募金の助成

①赤い羽根共同募金

募金は、市内の社会福祉団体の活動に対して助成します。

②歳末たすけあい募金

募金は、年末に生活困窮世帯に対して歳末見舞金として配布します。

5. 相談・援助活動の推進

（１）心配ごと相談の実施

民生委員・児童委員に相談員として協力していただき、住民の日常生活に関する相談に対して適切な助言を行います。また、必要に応じて各種関係機関へつなぐなど問題解決の手掛かりとなるよう心配ごと相談を実施します。

◇年間を通し毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は休み）に実施

（２）福祉つなぎ資金の貸付

生活に困窮した低所得世帯に貸付を行うことにより、金銭的及び精神的負担の軽減を図ります。また、相談者の生活課題を把握し専門機関への支援へとつなげていきます。

（３）善意銀行の運用

個人、団体、企業等から現金や物品を「善意の預託」という形でご寄付いただき、市民の方等からの善意が有効に活かされるよう事業の運営を行います。

①寝たきり老人への支援

②小災害見舞金として助成支援

③市内子ども食堂への助成支援

(4) 福祉自動車の貸出

一般車両への乗降が困難な車イス使用者に対して、車イスで乗降が可能な福祉自動車の貸出を行います。

(5) 車イスの貸出

一時的に車イスを必要とする方に貸出を行います。

(6) 福祉体験器具の貸出

高齢者や体の不自由な人の身になって身体的機能低下や不自由さを体験できるセットの貸出を行います。

6. 広報活動の充実

福祉活動を推進するため、市民の認識を高めてもらえるよう、各種福祉サービスの情報を提供します。

- ① 広報紙「社協だより」の発行
- ② ホームページ及び Facebook の充実
- ③ ポスター「児童福祉月間」「老人福祉月間」等による啓発
- ④ 市広報紙「町から町へ」の活用

7. 受託事業の円滑な運営

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進

認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し、福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き、日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。

そして、本事業で支援ができない状態になられた場合は、行政、奈良県社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携して成年後見制度への移行を支援します。また、法人として成年後見を受託する仕組づくりに向け、市と連携して調査等を行います。

(2) 天理市立地域活動支援センターの運営（指定管理者制度により受託）

在宅で生活する障害者の方の自立支援、生活の改善、身体機能の維持及び向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、必要に応じて次に掲げるサービス等を提供します。

①機能訓練

- ◇リハビリ指導（理学療法士）
- ◇歯磨き指導（歯科衛生士）
- ◇音楽体操（ミュージックケア）
- ◇健康体操（立ち上がり、ストレッチ他）
- ◇真美体操（いちょう体操他）

②社会適応訓練

- ◇外出（買い物他）

③更生相談

- ◇介護等に関する相談

④活動

◇創作活動

フラワーアレンジメント、トールペイント、書道及び作品づくり

◇文化活動

ビデオ鑑賞等

◇スポーツ活動

風船バレー及びバドミントン

◇レクリエーション活動（季節行事）

夏祭り、クリスマス会等

⑤給食サービス

- ◇食事の準備、配膳及び介助

⑥入浴サービス

- ◇寝たままの状態の入浴できる特殊浴槽での入浴介助

⑦送迎サービス

- ◇車イスに乗ったままで乗降できるリフト車及び軽自動車での送迎

（３）生活福祉資金等貸付事務の推進

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、貸付相談及

び貸付事務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となった方への貸付が終了し、返済が始まりましたが、引き続き生活のしづらさを抱えた方への相談支援に取り組めます。

(4) 臨時特例つなぎ資金貸付事務の推進

離職者を支援するために、奈良県社会福祉協議会が行う貸付の事務を行います。

離職等に伴って住居を喪失した公的給付制度又は公的貸付制度（失業等給付、住宅手当、総合支援資金貸付、生活保護等）の申請者が、当該給付金又は貸付金の交付を受け取るまでの当面の生活費を借り入れるための申請事務を行います。

(5) 奈良県フードレスキュー事業の推進

生活福祉課題を抱えている相談者のなかで、喫緊に生活上の問題に直面している方に対する緊急食糧支援事業を奈良県社会福祉協議会より受託し、行います。

(6) 天理市障害者ふれあいセンターの運営（指定管理者制度により受託）

障害者（児）の教養の向上に係る取組並びに文化、スポーツ、健康増進等に係る活動を推進するとともに、地域住民とのふれあいの場、交流の場として運営を行います。

相互の友愛と障害者と障害に対する理解を深めてもらうため、次に掲げる各種教室及びイベントを開催するほか、アリーナ等施設の貸出を行います。

① 障害者スポーツ教室

市内の障害者（児）とその家族が、運動の楽しさを知るとともに、体力の向上及びお互いの交流を図ることを目的としてバドミントン教室等を開催します。

② 障害者文化教室

市内の障害者（児）が身体機能の増進並びに創造力及び表現力を高めていくことを目的としてトールペイント教室を開催します。

③ 障害者パソコン教室

身体障害者と知的・精神障害者の2コースに分けて、パソコンの基礎知識及び技術を習得していただき、自立及び社会参加の促進を目的として開催し

ます。

④ふれあい交流会

年に一度、障害者（児）と市民が歌や踊り等の発表や各種イベントを通じてふれあいを深め、障害者や障害についての理解の輪を広げていくことを目的として開催します。